

さいたま市いじめ防止対策推進条例の制定について

◎条例制定の背景

「いじめ防止対策推進法」施行 (平成25年9月28日)

○国及び地方公共団体等の責務の明示

○いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定

- ・地方公共団体 (努力義務)
- ・学校 (策定義務) *市立小・中・高等・特別支援学校 全166校 策定済

○いじめの防止等のための組織の設置

- ・地方公共団体 (努力義務)
- ・学校 (設置義務) *市立小・中・高等・特別支援学校 全166校 設置済

◎条例制定の理由

市を挙げて、一層いじめの防止等のための取組を強化するため、条例の制定を目指します。

本市では、これまでも、教育委員会、学校において「いじめ撲滅強化月間」の取組、「人間関係プログラム」の実施、「いのちの支え合いを学ぶ授業」の展開など、いじめの防止等に向けた先進的な施策を推進してきた。

昨年度9月の「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、教育委員会や学校はもとより、市を挙げて、一層いじめの防止等に向けた対策に取り組み、学校内外を問わずいじめが行われなくなるよう努め、本市の児童生徒が安心して過ごすことができるよう条例を制定する。

さらに、本条例に基づき、より具体的な取組について基本方針に定め、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

さいたま市いじめ防止 対策推進条例

法第12条に基づき、市等の責務及び役割を明記し、いじめ防止基本方針を策定すること、いじめの防止等のための組織を設置することを定める。

さいたま市いじめ防止 基本方針

条例第7条に基づき、いじめの防止等のための対策の具体的な方針、いじめの防止等に係る学校及び児童生徒の組織に関する事項、いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応に関する事項を定める。

◎条例案の概要

1. 趣旨

○学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める。

2. 市の責務

○法の基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、実施する。
○いじめの防止等のため、機関、団体及び地域団体と連携し、児童生徒の健全育成に係る事業の充実に努める。

3. 学校及び学校の教職員の責務

○法の基本理念にのっとり、児童生徒の保護者、市民、関係者との連携を図る。
○いじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

4. 保護者の責務等

○保護する児童生徒が、いじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
○保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
○市及び保護する児童生徒が在籍する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

5. 児童生徒の役割

○いじめを行ってはならない。
○互いの人格を尊重するよう努める。
○いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努める。

6. 市民及び地域団体の役割

○児童生徒の見守りやその他児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努める。
○市や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

7. さいたま市いじめ防止基本方針 【資料2参照】

○法第12条の規定により、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止基本方針」を定める。

8. さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク 【資料3参照】

○法第14条の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため設置する。

9. さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会 【資料3参照】

○法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため設置する。